



平成27年5月11日

各 位

会 社 名 ジーエルサイエンス株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 外丸 勝彦  
(コード番号: 7705 東証第二部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 山下 俊一  
(T E L 03-5323-6633)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年6月24日に開催予定の第48回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを3月25日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行います。

また、改正会社法により、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が拡大することに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約を締結できるようにする旨の変更等をあわせて行います。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成27年6月24日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成27年6月24日

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示してします。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p><b>(取締役の員数)</b></p> <p>第19条 当社の取締役は6名以内とする。</p> <p><b>(取締役の選任)</b></p> <p>第20条 (新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">取締役の選任決議は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</u></p> <p><b>(取締役の任期)</b></p> <p>第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p><b>(取締役会の招集通知)</b></p> <p>第23条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p><b>(取締役会の決議の省略)</b></p>	<p>第1条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p><b>(取締役の員数)</b></p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、6名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、3名以内とする。</p> <p><b>(取締役の選任)</b></p> <p>第20条 <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p><b>(取締役の任期)</b></p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p><b>(取締役会の招集通知)</b></p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に対し、</u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、<u>この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p><b>(取締役会の決議の省略)</b></p>

第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新 設)

第 26 条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 28 条 (条文省略)

(新 設)

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 29 条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 30 条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

第 27 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 29 条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 31 条 当社は監査等委員会を置く。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員

会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

**(監査役会の決議の方法)**

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

**(監査役会規則)**

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、監査役会において定める監査役会規則による。

**(監査役の報酬等)**

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

**(常勤監査役)**

第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

**第6章 会計監査人**

第 38 条～第 40 条 (条文省略)

**(会計監査人の報酬等)**

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 42 条～第 45 条 (条文省略)

に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

**(監査等委員会の決議の方法)**

第 33 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

**(監査等委員会規則)**

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(削 除)

(削 除)

**第6章 会計監査人**

第 35 条～第 37 条 (現行どおり)

**(会計監査人の報酬等)**

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 39 条～第 42 条 (現行どおり)

以上